

## 製造業XML推進協議会 入会金及び会費に関する細則

第1条 本細則は製造業XML推進協議会会則第5条4項の規定に基づき、入会金及び会費について必要な事項を定める。

### (入会金)

第2条 協議会の入会金は、以下の通りとする。

- イ 正会員は、10万円とする。
  - ロ 準会員は、無料とする。
  - ハ 個人会員は、無料とする。
  - ニ 学会会員は、無料とする。
- 2 行政等公共機関、非営利を目的とした法人、非営利を目的とした任意団体、及び財団法人製造科学技術センターの賛助会員は、入会金の支払いを免除する。

### (会費)

第3条 協議会の会費は、以下の通りとする。

- イ 正会員は、事業年度毎に10万円とする。
  - ロ 準会員は、無料とする。
  - ハ 個人会員は、事業年度毎に1万円とする。
  - ニ 学会会員は、無料とする。
- 2 入会承認日が11月1日から当該事業年度終了日までの場合は、年会費を半額とする。

付 則 1 (平成15年6月19日)

この細則は、運営委員会で承認された日(平成15年6月19日)から施行する。